災害対策に関する指針

訪問看護ステーションこころのかて

第1条　災害対策に関する基本的な考え方

訪問先や移動中、事業所において自然災害等が起きた場合、速やかに自身や利用者の身の安全を確保できるよう指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、対策を実施する。

① 利用者の安全確保

自然災害等が発生し深刻な被害が生じる危険性がある場合、当事業所においては自身の身を守ること、自身の家族を守ることと同様に、利用者の安全を確保することが重要な役割である。そのため、利用者の安全を確保するための対策を考えて行動することを平時から意識しておくことが大切である。

② サービスの継続

当事業所は、利用者の健康・生命を守るための責任を担っているため、発災時にも最低限の業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることを必要とする。通常、利用者宅にてサービスを提供しているが、利用者にとっては不可欠なサービスであり、自然災害等によりサービスの提供を中断することは容易ではないと考えている。被災状況に応じて最低限のサービスを提供し続けられるよう、BCPに則り、適切なサービス提供の事前準備が必要である。発災後の利用者それぞれの避難場所の想定を利用者と共に確認し、医療機関、自治体等との連携を図ることで、利用者が避難先でも安心して過ごせるよう配慮することが大切である。

③ 職員の安全確保

発災時からその後の復旧に際しては、職員の労働環境が大きく変化することが想定される。職員にとっては、自身の家族や自宅等への心配や不安に対して精神的支援も必要となる。事業所としては、職員への精神的配慮を怠らず、業務を遂行するものとする。

④ 地域への貢献

当事業所は、「住み慣れた家や地域で可能な限り自身が望む生活を継続できるよう、精神的、身体的、社会的支援を提供することを目的とします」と事業目的を挙げている。それに則り、近隣地域住民への、医療従事者としての、支援ができるよう心がけていく。

第２条　災害対策委員会について

① 災害対策委員会の設置

本委員会の運営責任者は事業所管理者とする。構成メンバーについては、BCP（災害編）を参照とする。

②災害対策会議の実施

災害対策委員会は、発災時と年１回以上、必要な都度委員長が招集する。（オンライン会議も含む）災害対策委員会の議題は、委員長が定めるが、主に次のような内容について協議する。

・委員会組織に関すること
・災害対策マニュアル・BCP の見直し、整備に関すること
・発災に関連する、情報共有（インフラ・連絡等に関する情報等）
・職員防災研修・訓練の内容に関すること
・発災時の状況、動きについて（指示・周知）
・その他必要な事項

第３条　職員への訓練及び研修の実施について

具体的な災害を想定した訓練を年１回以上実施する。BCP に沿った訓練を行うことで、発災時に各々が、自身の役割を遂行できるよう確認していく。訪問中に想定される場面設定で職員や利用者の避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について検証、必要時は見直しを行う。研修については、年１回以上実施する。（訓練日と同日でも良い）

第４条　利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧について

本指針は利用者、家族等の求めに応じていつでも閲覧できるようにする。

この指針は、令和６年４月１日より適用する。